

各 国 公 私 立 大 学
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 特 許 事 務 担 当 者 殿
各 大 学 共 同 利 用 機 関

文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室

大学が開催する研究集会での発表について
(特許法第30条(新規性の喪失の例外)の適用)

大学の研究者にとって自分の研究成果を研究集会で発表するのは重要かつ当然の行為ですが、特許庁長官の指定を受けた学会ではなく、大学が開催する研究集会で発表してしまったために公知な発明となり、特許取得ができなかったという事例が報告されています。

特許法第30条は、「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表する」場合を新規性の喪失の例外として定めておりますが、このような大学における研究活動についても、こうした例外規定の適用を行うべきものと考えられます。

そこで、特許庁では「特許庁長官が指定する学術団体」の指定基準を改正し、大学を指定できることを明確にしました。

このことにより、学術団体として指定された大学が開催する研究集会における研究発表等については、学会発表と同様の取り扱いが可能となります。

については、特許法第30条の適用を考えている大学は別添資料を参考にし、指定を受けるための手続きを進めるようお願いします。

学術団体指定及び取消しについて

(現行)

1. (2) 団体の会員が、ごく少数でないこと。ただし、団体が特殊法人又は財団法人であるため、会員を有しない場合は、この限りでない。

(改正)

1. (2) 団体の会員が、ごく少数でないこと。ただし、団体が特殊法人、財団法人又は大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第9条の2第1項に規定する大学共同利用機関をいう。)であるため、会員を有しない場合は、この限りでない。

大学が開催する研究集会での発表について
(特許法第30条(新規性の喪失の例外)の適用)

平成13年12月
特許庁

1. 大学の研究者にとって自分の研究成果を研究集会で発表するのは重要かつ当然の行為ですが、特許庁の指定を受けた学会ではなく、大学が開催する研究集会で発表してしまったために公知な発明となり、特許取得ができなかったという事例が報告されています。
2. 特許法第30条は、「特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表する」場合を新規性喪失の例外として定めておりますが、このような大学における研究活動についても、こうした例外規定の適用を行うべきものと考えられますので、特許庁は「特許庁長官が指定する学術団体」の指定基準を改正し、大学を指定できることを明確にしました。よって、学術団体として指定された大学が開催する研究集会における研究発表等については、学会発表と同様の取り扱いが可能となります(各大学毎に指定を受けるための手続が必要です。[参照]特許庁ホームページ 制度・運用改正「特許法第30条に基づく学術団体・博覧会に関する指定手続等について」)。
3. ただし本制度は、あくまで本人によって出願前に発表された論文等が、公知例として拒絶の理由とされないという効果を持つにすぎないものです。そのため本人の出願前に他人の出願があった場合には特許の取得ができない点や、同様の例外規定がない欧州特許庁をはじめとした国・機関への特許出願においては、本人の論文発表により新規性を喪失していると扱われる点に留意が必要です。
したがって適切に権利を確保するためには、論文発表の前にまず出願をすることを心がけて下さい。

問い合わせ先

特許庁 電話 03-3581-1101 (代表)

学術団体の指定に関すること

総務部総務課指導班管理普及係

内線 2109

FAX 03-3593-2397

PA0240@jpo.go.jp

新規性の喪失の例外関係の審査実務に関すること

特許審査第一部調整課審査基準室

内線 3112

FAX 03-3597-7755

PA2A10@jpo.go.jp

特許法第30条に関するQ&A

特許庁ホームページ <http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

制度紹介-よくある質問-特許法第30条(新規性の喪失の例外)
の適用について

参考



新規性の喪失の例外が認められる場合

- 試験を行う
- 刊行物に発表する
- インターネットで発表する
- 特許庁長官が指定する研究会（学術団体）で発表する
- 特許庁長官が指定する博覧会へ出品する 等

大学を
指定学術団体と
することが可能に

発明が初めて
公知となる

発表と出願のタイミング



参 考

特許庁長官が指定した学術団体及び博覧会について

1. 新規性喪失等に対する例外措置

(1) 特許法第30条第1項及び第3項

ある発明が特許出願され特許となるためには、特許法においていくつかの必要な要件があります。その一つに、特許出願の内容が出願前にすでに知られた発明かどうかという新規性要件があり、刊行物等により記載された内容が日本国内又は外国において特許出願の前に公表された場合、その特許出願は新規性がないため、特許を得ることはできません。

(特許法第29条第1項)

しかし、例外として特許庁長官が指定する学術団体が日本国内又は外国において開催する研究集会において文書をもって発表した内容(特許法第30条第1項)や政府若しくは地方公共団体以外の者が開設する日本国内における博覧会又は、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国以外の国の領域内で、その政府若しくは地方公共団体又はそれらの許可を受けた者が開設する国際的博覧会であって、特許庁長官が指定した博覧会に出品したもの(特許法第30条第3項)については、発表者又は出展者(発明者及びその承継者)が、

- ① その後6ヶ月以内に、特許法第30条の適用を受ける旨を記載した書面を特許出願と同時に提出し、
- ② かつ、その出願の日から30日以内に、その特許出願に係る発明が新規性喪失の例外の適用を受けるものであることを証明する書面を提出した特許出願に限っては、

新規性の喪失の例外の措置を受けることができます。

また、日本国内における政府及び地方公共団体(以下、「政府等」と記載します。)が開設する博覧会及びパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内で、その政府等若しくはその許可を受けた者が開設する博覧会において出品したものについては、特許庁長官の指定がなくとも、発表者又は出展者(発明者及びその承継者)が、

- ① その後6ヶ月以内に、特許法第30条の適用を受ける旨を記載した書面を特許出願と同時に提出し、
- ② かつ、その出願の日から30日以内に、その特許出願に係る発明が新規性喪失の例外の適用を受けるものであることを証明する書面を提出した特許出願に限っては、

新規性の喪失の例外の措置を受けることができます。

(2) 実用新案法第11条第1項

実用新案法についても特許法と同様な規定があります(実用新案法第3条第1項、実用新案法第11条第1項)。

(3) 商標法第9条第1項

商標登録を得るためにも、商標法において特許法と同様にいくつかの必要な要件があります。その一つに、同じ商標又は類似している商標が複数ある場合は、先に出願した方が商標登録となる先出願要件があります。

しかし、例外として特許庁長官が指定する政府若しくは地方公共団体以外の者が開設する日本国内における博覧会又は、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国及び商標法条約の締約国以外の国の領域内で、その政府若しくは地方公共団体又はそれらの許可を受けた者が開設する国際的博覧会であって、特許庁長官が指定した博覧会に出品若しくは出展したものに付した商標について、出品者又は出展者が、

① その後6ヶ月以内に、商標法第9条の適用を受ける旨を記載した書面を商標登録出願と同時に提出し、

② かつ、その出願の日から30日以内に、その商標登録出願にかかる商標が出願の特例の適用を受けるものであることを証明する書面を提出した商標登録出願に限っては、

その博覧会に出品（出展）した時に出願したものとみなす出願の特例の措置を受けることができます。（商標法第9条）

また、日本国内における政府等が開設する博覧会及びパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国及び商標法条約締約国の領域内で、その政府等若しくはその許可を受けた者が開設する博覧会において出品若しくは出展したものに付した商標については、特許庁長官の指定がなくとも、出品者又は出展者が、

①その後6ヶ月以内に、商標法第9条の適用を受ける旨を記載した書面を商標登録出願と同時に提出し、

②かつ、その出願の日から30日以内に、その商標登録出願に係る商標が出願の特例の適用を受けるものであることを証明する書面を提出した商標登録出願に限っては、

その博覧会に出品（出展）した時に出願したものとみなす出願の特例の措置を受けることができます。

(4) 意匠法第4条第1項及び第2項

意匠法においては、特許庁長官の指定がなくとも創作者若しくは承継者の行為により又は意に反して公然知られるに至った日から、

①その後6ヶ月以内に、意匠法第4条の適用を受ける旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に提出し、

②かつ、その出願の日から14日以内に、その出願に係る意匠が新規性喪失の例外の適用を受けるものであることを証明する書面を提出した意匠登録出願に限っては、

新規性の喪失の例外の措置を受けることができます（意匠法第4条）。

2. 博覧会の賞に係る商標登録の不登録事由及びその例外規定

日本において政府等若しくは特許庁長官が指定する博覧会又は外国でその政府等その許可を受けた者が開設する国際的博覧会であって、その博覧会に設けられた賞と同じ又は類似している標章の一部又は全部がそなわっている商標は登録されません。

ただし、その博覧会の受賞者がその標章を商標の一部として商標登録出願する場合は、

商標法第4条第1項第9号括弧書きの適用を受けることを証明する書面を提出した商標登録出願に限っては、
商標登録を受けることができないとの要件から除かれる扱いがされます。
(商標法第4条第1項第9号)

(様式見本)

学 術 団 体 指 定 申 請 書

平成 年 月 日

1. 学術団体の名称
2. 代表者（管理人）の氏名
3. 代理人
住所（居所）
氏名（名称）
4. 主たる事務所の所在地
5. 主たる役員の氏名及び構成員の数
6. 研究集会の開催の計画
7. 添付書類の目録

注：(1)申請書には、以下の書類を添付してください（翻訳は外国の団体のみ）。

- ①定款又はこれに準ずるもの、及びその翻訳（本則のみ）
（団体の名称、主たる事務所の所在地、目的及び事業について確認できるもの）
- ②機関誌紙、及びその翻訳（表題・目次部分のみ）
（会員の研究発表を掲載しているもの）
- ③事業計画書、及びその翻訳（全文）
（団体の活動状況について確認できるもの）
- ④会員名簿（翻訳の必要はありません）

(2)申請書は、受理後1ヶ月以内に処理しますが、書類に不備があった場合は、指定を行えないことがありますのでご注意ください。

(3)指定後、団体の活動状況に、別記遵守事項イ～ハに該当する変更が生じた場合は、その都度必ず、その旨を速やかに特許庁長官に届け出て下さい。

違反した場合、指定を取り消すことがあります。

(4)併せて問い合わせの連絡先についても記載をお願いいたします。

学術団体の指定及び取消しについて（案）

平成13年12月 日
特 許 庁

特許法第30条第1項（実用新案法第11条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく学術団体の指定については、関係法令に定めるもののほか、以下によるものとする。

1. 以下の要件を満たさない学術団体については、指定を行わない。
 - (1) 団体が、自然科学に関する研究の発表及び技術知識の交換を主な目的の一つとしていること。
 - (2) 団体の会員が、ごく少数でないこと。ただし、団体が特殊法人、財団法人又は大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第9条の2第1項に規定する大学共同利用機関をいう。）であるため、会員を有しない場合は、この限りでない。
 - (3) 団体が、会員の研究発表を掲載した機関誌等を発行していること。
 - (4) 団体の事業運営のための組織及び責任体制が明確であること。
2. 団体を指定するに当たっては、以下を内容とする付款を付する。
 - (1) 当該団体が開設する学術講演会、講習、シンポジウム等の研究集会において、原稿、図面等の文書（以下「文書等」という。）をもって発表された発明又は考案について当該発表者又はその承継人（当該特許又は実用新案登録を受ける権利を承継した者）から特許法第30条第1項（実用新案法第11条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるために必要な証明書の発行を求められたときは、速やかに、事実に基づいて証明書を発行しなければならない。
 - (2) 当該団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するにいたった場合には、速やかに、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。
 - イ. 団体の目的又は事業に変更があったとき
 - ロ. 団体の代表者に変更があったとき
 - ハ. 団体の構成員の数に著しい変動があったとき
 - ニ. 団体の主たる事務所の所在地に変更があったとき
 - ホ. 団体の機関誌類が廃刊になったとき
 - ヘ. その他団体の運営に著しい変化があったとき
 - (3) 定款、機関誌類又は研究集会の開催状況の提出を特許庁長官から求められたときは、速やかに、これに応じなければならない。
 - (4) 上記事項に反した場合には、指定を取り消すことがある。
3. 特許庁に提出する書面は、日本語で書かなければならない。

ただし、委任状、国籍証明書、その他の書面であって、外国語で書いたものについては、その翻訳文を添付して提出することができる。

4. 取消し基準

上記1.に掲げる各項目に該当しなくなったと認められるときは、特許庁長官は特許法施行規則第22条第1項（実用新案法施行規則第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定を取り消すことができる。なお、指定された団体は、特許庁長官に対し、文書をもって団体の指定を取り消すよう申請することができる。

特許法第30条における証明を行う権限について

学術団体における特許法第30条第1項の証明に関しては、発表者からの申請に基づき学術団体の代表権限を有する者により証明が行われることになっております。

大学によっては、組織上の理由から代表者（大学長、理事長、学園長等 以下、「学長等」という。）による証明が困難である場合も想定されるため、当該大学の学長等から明確に権限が委譲されている場合については、権限を委譲された者による証明についても認めるものと致します。

なお、その際には別添の権限委譲届出書により学術団体指定申請書の提出と併せて、特許庁への届出をお願い致します。

問い合わせ先

特許庁総務部総務課指導班管理普及係 電話 03-3581-1101 内線 2109

【見 本】

特許庁長官殿

権限委譲届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日
東京都千代田区霞が関3-4-3
〇〇大学学長 特許 太郎 印

当大学が開催する研究集会において文書をもって行われた発表に対し、特許法第30条第1項の規定の適用を受けるための証明を行う権限を、以下の職名において委譲したことを届け出いたします。

【権限委譲者】

〇〇学部長

△△学部長

□□学部長

・

・

・

××研究所（センター）長

なお、変更があった場合は、再度提出を行います。